

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

優先交渉権者選定基準

2023年6月

始良市

第1章 優先交渉権者選定の手順

第1節 位置づけ

本市では、本事業をプロポーザルにより実施することとした。

本事業では、本件施設の基本性能を発揮させつつ、民間の創意工夫による適正処理（安定性、衛生・安全性、経済性）の提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的としている。

優先交渉権者選定基準は、本事業の事業者を決定するにあって公表する実施要領と一体のものであり、「(仮称) あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、応募者から提出された技術提案書等を客観的に評価するための方法及び審査項目を示すものである。

第2節 契約締結までの流れ

優先交渉権者選定の手順は、以下のとおりとする。

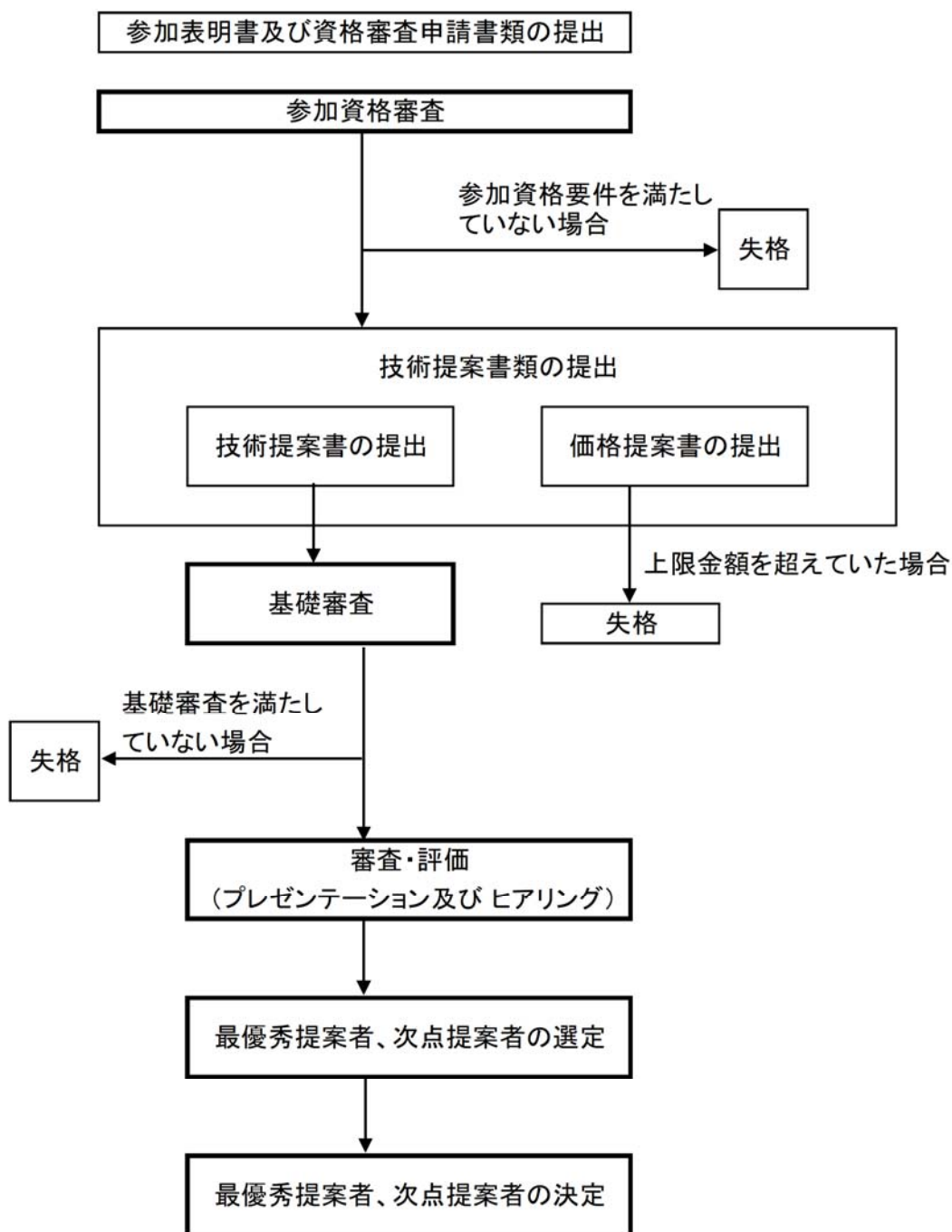


図1 優先交渉権者選定の手順

第3節 審査内容

1 基礎審査

本市は、実施要領第5章第3節の参加資格確認申請書類の確認結果により、参加資格を有すると認められた応募者から提出された技術提案書の提案内容について確認する。なお、本書第2章に示す評価項目に1つでも記載又は提案がない場合は、失格とする。

2 技術提案書の審査

選定委員会では、応募者が提出した技術提案書の内容について、応募者と技術対話を行った上で、得点化し評価する。

3 価格提案書の提出

選定委員会では、応募者が提出した価格提案書については、評価の対象としないが、プロポーザル実施要領第3章第1節4に示す上限金額を超える提案をした者は、失格とする。

4 優先交渉権者等の選定

選定委員会は、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、技術評価点が最も高い提案が2者以上ある場合は、選定委員の投票により決定する。

5 事業者の決定

本市は、選定委員会の選定結果を踏まえて、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整った段階で、本事業の事業者を決定し、事業契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

6 審査結果の公表

審査結果については、事業者が確定した段階で本市のホームページ上で公表すると同時に、確定した事業者にも個別に通知を行う。

第2章 基礎審査及び評価基準

第1節 参加資格確認申請書類の基礎審査

実施要領に記載した参加資格確認申請書類について、書類の不備の有無を確認する。

第2節 技術提案書の基礎審査

技術提案書に記載された内容が、以下の項目を満たしていることを確認する。

- 1 技術提案書の内容が要求水準書の内容に齟齬がないことを確認する。
- 2 募集要項及び様式集に示す技術提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- 3 技術提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

第3節 技術提案書の評価基準及び得点化方法

技術提案書の内容を技術評価点とし、下表に示す考え方に基づいて、選定委員会で評価を行い、得点化を行うものとする。

1 技術提案書における評価項目と配点

- (1) 審査項目においては、表1に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。
- (2) 各審査項目の得点については、各選定委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- (3) (2)の結果をもとに、各審査項目の得点を合計して審査点を算出する。

表1 評価基準及び得点化方法

評価段階	評価基準	得点化方法 (技術評価点)
A	評価項目が要求水準書を全て満たしており、かつ、提案項目間の不整合が認められない。	配点×1.00
B	評価項目において、要求水準書との不整合が認められる、または評価項目間に不整合が認められるが、ヒアリングにおいて修正が確認できる。	配点×0.50
C	評価項目において、要求水準書との不整合が認められる、または提案項目間に不整合が認められ、ヒアリングにおいても修正が確認できない。	配点×0.00

2 技術提案書における評価項目と配点

技術提案書の定量化審査による得点が技術点の値となるため、定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本市が本事業に対して応募者の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本市が応募者に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次の表のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「別表1 技術提案書の評価基準」を参照のこと。

なお、技術提案の評価点が60点未満の場合は、事業の安定性の確保の観点から、優先交渉権者及び次点交渉権者としなない。

また、技術提案書類を提出した応募者が1社のみの場合であっても、技術提案の評価点が60点未満の場合は優先交渉権者としなない。

表2 審査項目及び配点

大項目	中項目	小項目	配点	
1	運営管理業務等に関する事項		85	
	(1) 運営・維持管理業務	① 運営・維持管理体制		7
		② 作業環境管理		
	(2) 搬出入管理業務	① 搬入管理		7
		② 搬出管理		
	(3) 運転管理業務	① 中間処理施設に係る運転管理		15
		② 最終処分場に係る運転管理		
	(4) 長期包括運営業務及び基幹的設備改良工事の実績	① 長期包括運営業務の実績		15
		② 基幹的設備改良工事の実績		
	(5) 維持管理業務	① 備品・用役の調達計画		15
		② 点検・補修計画		
	(6) 環境管理業務	① 環境保全基準・計画	7	
	(7) 情報管理業務	① 運転記録の報告・管理	7	
	(8) 防災・防犯・警備等管理業務	① 防災管理	7	
		② 緊急時の対応		
	(9) その他業務	① その他管理業務	5	
2	事業計画に関する事項		15	
	(10) 経営計画・事業収支計画及びリスク管理計画	① 経営計画・事業収支計画		10
		② リスク管理計画		
	(11) 地域振興・地域計画	① 地域振興・地域貢献	5	
合計			100	

別表1 技術提案書の評価基準

大項目	中項目	小項目	配点	審査する点	
1	運転管理業務等に関する事項				
	(1) 運転・維持管理業務	① 運転・維持管理体制	7	7	全体及び施設別組織構成(体制の特徴、有資格者の確保、運営要員の確保、教育方針、運営要員の経験等)として必要かつ十分な人員が配置されるときにも、適正な有資格者が確保され、配置されているか。
		② 作業環境管理			
	(2) 搬入管理業務	① 搬入管理	7	7	搬入管理方法が適切であり、危険物の除去及び分別管理が徹底して行えるものになっているか。
		② 搬出管理			
	(3) 運転管理業務	① 中間処理施設に係る運転管理	15	15	施設の内容を十分理解し、適正な運転計画による運転管理が実施可能なものになっているか。
		② 最終処分場に係る運転管理			
	(4) 長期包括運営業務及び基幹的設備改良工事の実績	① 長期包括運営業務の実績	15	15	十分な長期包括運営業務委託の実績があるか。
		② 基幹的設備改良工事の実績			
	(5) 維持管理業務	① 備品・用役の調達計画	15	15	用役の調整方針及び計画が、不測の事態が発生した際も適正に施設が稼働できるものになっているか。
		② 点検・補修計画			
(6) 環境管理業務	① 環境保全基準・計画	7	7	中間処理施設及び最終処分場において必要かつ十分な点検・検査計画・実施がされ、施設の長寿命化が期待でき、具体的に経済性に優れた提案がなされているか。	
(7) 情報管理業務	① 運転記録の報告・管理	7	7	運転管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限に抑える環境保全基準及び設計方針が実現可能な計画となっているか。	
(8) 防災・防犯・警備等管理業務	① 防災管理	7	7	情報管理業務における各報告書の作成の考え方(項目、頻度、内容、保管期間)データ等の管理が適切なものとなっているか。	
	② 緊急時の対応				作業員の安全確保、あらゆる事態への対応など、安全管理が適正なものとなっているか。
(9) その他業務	① その他管理業務	5	5	緊急時(水害、地震、火災、疫病、停電、故障、その他緊急事象等)における対応としても、事象毎に管理体制・早期復旧等の具体的なかつ適確な提案がなされているか。	
2	事業計画に関する事項				
	(10) 経営計画・事業収支計画及びリスク管理計画	① 経営計画・事業収支計画	10	10	事業期間にわたり安定した事業の継続、効率性の実現が可能となる計画となっているか。
		② リスク管理計画			
(11) 地域振興・地域貢献	① 地域振興・地域貢献	5	5	リスク管理との関係が明確な保険の活用について、的確な提案がなされているか。	
		合計	100	地元雇用、地元企業への貢献など地域経済への配慮及び地域住民への配慮がなされているか。	

